

日本防菌防黴学会誌投稿規定

令和元年12月11日改正

1. 投稿資格

原著論文、短報の投稿者は本学会の正会員あるいは学生会員に限る。ただし会員以外の共著者を含むことは差し支えない。すべての著者は原稿の内容を理解していること、投稿について同意していることが必要である。

2. 著作権

本誌に投稿された記事についての著作権は、日本防菌防黴学会に帰属する。

3. 投稿原稿

投稿論文は電子媒体とする。

3.1 投稿原稿の種類（以下1および2を論文とよぶ）：

- 1) 原著論文, 2) 短報, 3) 総説, 4) 解説, 5) 講座, 6) 資料, 7) トピックス, 8) 会員通信, 9) その他とする。

3.2 使用言語：日本語とする。ただし、論文に用いられる図と表の説明文は英語とする。

3.3 投稿原稿：原稿作成は本学会規定の投稿規定および執筆要項に従い、作成する。

3.4 投稿原稿の受付および受理年月日：投稿原稿の本会到着日を受付年月日とし、審査を経て、編集委員会が掲載可と認めた期日を受理年月日とする。

4. 投稿原稿の内容および形式

4.1 原著論文：以下の1) から3) に該当するものを原著論文と呼ぶ。

- 1) 防菌防黴に関する有意義な新事実や新技術を含むもの。
- 2) 防菌防黴に関して開発した有用な技術や方法について実用に供しうる内容をまとめたもの。
- 3) 防菌防黴に関する学術調査を行い、そのデータをもとに考察してまとめたもの。

他の出版物に未発表のものに限り、原則として図表を含めて刷り上がり8ページ以内とする。

4.2 短報：防菌防黴に関する有意義な新技術、新事実を含み、少ない内容で完結しているもの。他の出版物に未発表のもので、原則として図表を含め、刷り上がり4ページ以内とする。

4.3 総説：防菌防黴分野に関する多くの研究報告に基づいた一連の成果を要約し、論説したものであり、一般総説と依頼総説がある。一般総説は著者の研究に関する最近の成果・知見をまとめたもので、

主題が明確で、まとまった結論や検証が整ったものであり、著者の研究成果が引用文献に必ず引用されていること。

依頼総説は編集委員会が執筆依頼する総説。原則として刷り上がり14ページ以内とする。

4.4 解説：防菌防黴分野に関する有用な理論、技術などを平易かつ簡潔に解説したもの。原則として刷り上がり8ページ以内とする。なお、集約的なテーマでまとめられる場合は、特集として構成されることがある。

4.5 講座：防菌防黴分野に関する理論、技術、実験方法などを体系づけたもので、一年程度継続するもの。原則として刷り上がり8ページ以内とする。

4.6 資料：防菌防黴分野に関する改正された法律や基準、有用なデータなどを客観的かつ簡潔に要約したもの。原則として図表を含め、刷り上がり6ページ以内とする。

4.7 トピックス：防菌防黴に関する緊急を要する情報や最新の話題などを適宜紹介するもの。刷り上がり2ページ（図表を含む）以内とする。

4.8 会員通信：防菌防黴に関する問題提起やコメント、意見などを公表するもの。原則として刷り上がり2ページ以内とする。

4.9 その他：培養（会員の声）、質問帖など。なお、培養（会員の声）は刷り上がり1頁（2200字）以内とする。質問帖は質問が原稿用紙1枚（200字程度）、回答が3枚（600字）程度とする。

4.10 論文審査のための資料（Additional information for review）：論文の審査に必要な補足資料は、Additional information for reviewとしてPDFファイルを添付する。

5. 投稿論文のうち、原著論文および短報は未発表の論文に限定するが、以下の場合は例外とする。

①別の原著論文の内容（データを含む）を使用する場合、著作権に抵触するがないように当該学協会等の了解を得ていること。

②既発表又は他の学術雑誌に投稿中の論文が、その学術雑誌において「原著論文」としては判断されない場合で、かつ、新たに投稿された論文において既発表又は投稿中の文献の内容を含むことを適切に明示している場合。

- ③学位取得に関わる要件として大学・研究機関から提出を求められ、博士論文の一部として発表する場合。
- ④プレプリントサーバー上で事前発表として発表された場合。
- ⑤学会・会議の発表要旨として発表されたものであって、新たに投稿された論文において既発表の内容が当該要旨に含まれることを適切に明示する場合。
なお、この取り扱いの詳細は、国際医学雑誌編集者委員会（International Committee of Medical Journal Editors, 2010）編集の「生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集」(<http://www.toukoukitei.net/i4aURM201004.html>) 参照のこと。

6. 原稿の審査・変更・再提出・掲載

- 6.1 論文およびその他の全ての投稿された原稿の採否は編集委員会が決定する。
- 6.2 一度提出された原稿には編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。
- 6.3 編集委員会は投稿原稿について訂正、補筆および疑義の説明を求めることがある。
- 6.4 編集委員会は投稿原稿についての種類（3.1 投稿原稿の種類を参照）の変更を求めることがある。
- 6.5 訂正などを求められた原稿は速やかに再提出しなければならない。特別の理由もなく返送の日から2ヶ月以内に再提出されない場合には、投稿を取り下げたものと判断する。なお、2ヶ月以上を経て再提出された原稿は新たに投稿されたものとする。
- 6.6 審査を経て、掲載可と認められた論文は受理年月日の順に掲載する。

7. 投稿手続

- 7.1 投稿は電子媒体で行い、すべてメール添付（文書はワードで、図表はエクセル、PDFもしくはパワーポイント）にて授受する。なお、パスワードを付けて原稿を提出する場合は、原稿一式を圧縮ファイルにしてパスワードを付ける。
 - (1)投稿カード（日本防菌防黴学会HPから入手）
 - (2)英文要約（原著論文、短報は200語以内）およびその和訳
 - (3)キーワード（5個程度）（語順は語句の重要度の順番とする）
 - (4)本文、図（写真を含む）、表は、それぞれ別のファイルで作成する。
 - (5)本文のフォントはMS明朝またはTimes New Romanの12ポイントを用い、化合物番号、数字はすべてアラビア数字を使用する。用紙はA4サイズ（縦・横・併用可）を使用する。
 - (6)文献カード用の内容大意（表題、著者名、所属

を含めて500字以内）

7.2 提出された電子媒体は原則として返却しない。

8. 倫理規定

- 8.1 人体を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」（1964年、2013年修正（ブラジル版））の精神に則り、文部科学省・厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針」、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」、あるいは、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等を遵守して行われた研究であること。いずれの場合も所属機関等の倫理審査委員会等で承認された研究である旨を投稿論文中に記載すること。
- 8.2 動物を用いた論文は、「動物の愛護及び管理に関する法律」、厚生労働省「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」および環境省「動物実験の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の趣旨に基づき、所属機関等が定める動物実験ガイドライン等を遵守して行われた研究であること。所属機関等の委員会等で承認された研究である旨を投稿論文中に記載すること。

9. 利益相反

- 9.1 投稿に際しては、利益相反（Conflict of Interest : COI）に関する情報開示を必要とする。著者は、投稿論文において研究の遂行や、論文の作成にバイアスをもたらす可能性がある全ての利益関係（金銭的・個人的関係）を開示すること。
- 9.2 開示が必要とされる利害関係は、以下に例示するものとする。
 - 1) 営利団体（企業）からの研究助成金、寄附講座に関する寄附金の受領
 - 2) 営利団体（企業）からの謝礼
 - 3) 特許権使用料・ライセンス料
 - 4) 雇用、顧問契約など
 - 5) その他の報酬（旅費や贈答品等）の供与
- 9.3 利益相反に関する情報開示は、本文の最後（文献の前）に「利益相反」と見出しを付けて記載すること。詳細は日本防菌防黴学会誌執筆要項を参照のこと。

10. 校正

著者校正を原則として1回行う。校正刷は受け取ったのち、6日以内に校正して紙媒体と電子媒体を作成し、速やかに返送する。期限に遅れた場合は編集部の校正で校了とすることがある。

なお著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句、図、表、写真などの挿入、削除は原則として認めない。このような訂正を必要とする場合には、その実費を著者負担とする。

11. 印刷費用

- 11.1 図および写真は投稿された原図より製版する。
- 11.2 カラー印刷、アート紙への印刷を希望する場合には、その実費を著者負担とする。
- 11.3 論文別刷は有料とし、著者は50部以上購入しなければならない。また希望部数は、投稿カードに記入する。なお別刷には表紙が付く。その料金は別途定める（下表参照）。
- 11.4 刷り上りページ数が原著論文では8ページ、短報は4ページを越えた場合、超過分の費用を著者が負担する。（1ページにつき10,800円）（消費税は含まれておりません）
なお、印刷費用は平成30年1月1日より適用する。

12. 掲載後の正誤・訂正

印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合に掲載する。ただし、印刷上の誤り以外の訂正などは著者の申し出を編集委員会が妥当と認めた場合にのみ掲載し、費用を著者負担とする。

13. 掲載料

原著論文の掲載料は1報につき21,600円、短報は16,200円とし、掲載後徴収する。（消費税は含まれておりません）

なお、掲載料は平成30年2月10日より適用する。

14. 原稿の提出先

◆ 投稿原稿

送付先：日本防菌防黴学会事務局
hensyu.saaaj@nifty.com

◆ 最終原稿

紙媒体と電子媒体を提出。
送付先：日本防菌防黴学会事務局
hensyu.saaaj@nifty.com
〒550-0005
大阪市西区西本町1-13-38
(新興産ビル7階)
電話 06-6538-2166
FAX 06-6538-2169

日本防菌防黴学会誌 別刷代（表紙付きのため掲載頁数に2頁を加えて算出下さい）

部数 頁	50	100	200	300
1~4	10,000	12,000	15,000	16,000
5~6	12,000	14,000	17,000	19,000
7~8	14,000	16,000	19,000	22,000
9~10	16,000	18,000	21,000	25,000
11~12	18,000	20,000	23,000	28,000
13~14	20,000	22,000	25,000	31,000

上記価格（単位：円）は平成30年1月1日より適用する。消費税は含まれておりません。
(注) 1. 会誌別刷料金および掲載料金については変更になることがあります。

2. 別刷の仕上りは本誌を複写して作製しますので、写真等の仕上りが若干不鮮明になります。